

明治聖德記念學會紀要

第四卷

研究

倭論語の本文批評的研究

文學博士 加藤 玄智

第一章 倭論語といふ書名に就いて

此書は孔子の論語になぞらへて作れるものにして、孔子の論語より暗示せられて成りしものなるや明かなり。故に孔子の論語が極めて斷片的なる金言集なるが如く、倭論語亦之れと同様の體裁を以て成れり、唯孔子の論語は孔子一人の言行録なるに反して、倭論語は多年に亘れる多人數の金言集なりと云はれたる差異あるのみ。本書の序文は如何にして本書の倭論語の名稱を冠せしかを説明して左の如く云へり。曰く

後鳥羽院御宇穀倉院別當清原良業、蒙勅語用倭字至神託及聖帝金言公武忠言貴女至言并釋子芳言悉以記錄之、上皇叡覽時此書是本朝論語也。被仰出以來人皆曰倭論語不得止名題號。

と是れ固より本書の眞實の作者が言葉を此に借り以て本書の信用を高めんとしたるの餘に出でたるや後に論ずる所に参照せば自ら明かとなるべしと雖も、斯く孔子の論語即ち彼土の論語に對立せしめて、我國の論語即ち倭論語の名稱の起こり來りしを知るべし、然れども本書はその體裁に於てこそ孔子の言行を録せる漢文の論語に類しこそすれ、その内容に至りては必ずしも同一ならざる點あり、例せば彼の孔夫子はその怪力亂神を語らざるの主義より、鬼神に關して成るべく沈黙を守られたるに反して、倭論語は開卷第一に神々の御託宣なるものを擧げたり、又孔子の論語はその文章が漢文なるに反して倭論語は本朝の論語を以て命せられたるが如く、和字を以て記せられたり、然のみならず孔子の論語は主として孔夫子の人格を中心とせし記事なることは、彼の三福音書が、耶蘇の人格を中心とせると同様なるに反して、倭論語は斯かる中心人物無し、唯倭論語作者が自己の想望せる古人を捉へ來りて、その口を藉りて教訓的金言を陳べしめたるものを編纂せしに過ぎず。是れ孔子の論語と倭論語との間に大なる異同の存する所なりとす。思ふに徳川時代に於て貝原好古の倭爾雅その父貝原益軒の大和本草の類の如く、元來支那に存する有名なる書物の名を藉りて、その書名に更に倭の字を冠して、書物の題號とせる風流行せし際に於て、本書の作者亦その嘯に倂ひて、倭論語を選せしには非ざるか、こは後に云ふ所に比

較参照せば自ら分明すべきなり。

第二章 倭論語の作者は誰ぞ

倭論語がその撰者として同書の巻頭に列記せる清原良業以下木下長嘯子迄、即ち後鳥羽院の御宇承久元年(西紀一二一九)以降徳川時代の慶安三年(西紀一六五〇)迄に亘る、代々の撰者の眞に編成せしものに非ざるは、少しく批評眼を有せるもの、何人も是認する所なるべし。請ふ左に少しく之れが解剖を試み、以て倭論語の果して何人の手に成りしかを攻究せんとなす。

第一

承久年間より慶安年間に至る前後四百餘年の長日月中には、その文體用語も時代に於て變遷しをることとは史上明らかなる當然の事實なり。然るに倭論語はその文體全節に互りて異同なく、従ひて本書が斯く異なる時代に於ける異なる撰者の手に由りて集められたる異なる時代の王侯將相より、釋子婦人に至るまでの言行録なりしものとは、到底信する能はず、寧ろ反對に本書は同一人の筆に成り、その同一作者がその書に權威あらしめんが爲めに、古今多くの撰者を假設し、又多くの名士大家貴人の言行に托してものしたるや、燎々乎として火を見るより明かなりとなす。之れを例するに、是れ尙彼の卜部氏の名法裏集が、その神儒佛三教歸一の思想の源を特に大織冠鎌足に求め、尙更に溯りて聖徳太子に迄溯りて、以て神道を根幹とし儒佛の二教を枝葉とし、此に神本佛跡の本地垂跡説を建て、以て聖徳太子鎌足を以

て神儒佛三教調和のオーソリチーとなし、同一轍に出でしもの、蓋し古人にオーソリチーを求むるは斯かる性質の書として、萬止むを得ざるものあればなるべし。こは尙ほ彼の批評的精神の産兒たる希臘哲學がその末期の宗教的ピタゴラス學派、宗教的プラトン學派等に至るに及びて、その哲學思想が宗教的たるに従ひ、益そのオーソリチーを古聖ピラゴラスや、プラトーンに求むるに至りしと同一思想の徑路に屬するを以てなり。且つ倭論語は多く時代を異にせる撰者を列擧するも、何れの選者が何れの部を選せしか全然之を明にせず、且つ書中引證せる各貴人名家の言行録の出所をも明記せず、此點に關して倭論語は疑問の書たるを失はざるなり。

第二

本書は神々の託宣を下し給ひしといへる神社を、一百八社列擧せし後に附記して、

國々神社次第不同、有口傳不可改後代。

と云ひ、如何にも云ひ譯がましき注意書を附加せり。然れども前既に述べしが如く本書の撰者は上は承久年間より下は慶安に至る四百餘年に亘る長日月間の撰者を網羅し、彼の御神託の如きも、次第にその御神託を附け加はへ増補しつゝ行きしものと見るを至當とす可ければ、従ひて神社の不同なる可きは當然の事に屬す。之れを特に斷りて、その次第不同を口傳なりなど蛇足を添ふる如きは、寧ろ異様なと云ふ感じを讀者に惹起せしむるものならずんば非ず。是れ恐く此百八個の神社の撰擇も次第に年と共に加

はりしにあらずして、寧ろ一時代に同一作者の考案と筆とに成り、而してそれを覆ひて依然古今四百年間の撰者に之れを假托せんとせるより、かゝる事を斷り書に記せしにて、俗にいふ「問ふに落ちず語るに落ちる」底の恨事を暴露するに至りしものに非ざる無きか、又貴女之部に於ても、同様の事實の存するを發見す可し。曰く貴女至言一百十終次第、不同口傳也、と、以て彼此相比較參照して考覆闡明すべきなり。

第三

本書の作者は豫め後人の斯かる點を指摘して辨難攻撃せんことを恐れしにや伏線として、當時御年甫めて十三に在す幼帝後奈良天皇の詔敕として、左の語を卷頭に掲げ、世の中のしれ者どもの此書に難僻つくるものあるも、毫も恐るゝに足らざる所以の意をほのめかせり。曰く

後奈良の帝の御年十三の時、近臣に仰せられしは、此書を読みてその理をわきまへ、感情せむいするものあるべし、又此の中の銘言、おのれが心にかなへるをとりて、よろこぶものあるべし、又、一々に難破するもの百人中十二三もあるべし。

豈に作者の如何に戦々兢々として、その古人に假托せしことの暴露して、世の批評を受けんことを豫防せんと努めしかの状を察す可きなり。

第四

本書の文體如何にも平易にして、高遠の理もその筆に由りて、俗耳に入り易きものあるはその長所なり、然れどもその文體又如何にも拙劣にして、語を成さざる所あり、そは宛然徳川時代に表はれたる軍書等の俗書を讀むの感あり、倭論語の讀者は又直ちに彼の澤田源内の作なる江源武鑑の如き、徳川時代の俗書たる軍書の文體を偲ばるゝなる可し、而して吾輩の研究結果に由れば、後ちに至りて自ら明かなるが如く、倭論語の眞の作者は、江源武鑑の作者澤田源内なることを是認すべき、幾多の理由ありて存するものとす。

斯く倭論語の文體は、徳川時代に於ける拙劣なる俗書の文體に類す。是れ豈に倭論語が、彼の漢文に精通せる清家の出なる清原良業、又は和歌に堪能なりし木下勝俊即ち長嘯子等の筆に成りしものならんや、今試みに倭論語中の數節を左に抄出し、以てその然る所以を示さん。

倭論語が劈頭第一に、天照大御神の寶勅として擧げたるものを讀むに、

吾もろくのあをひとくさ、いつはりばかりて、たとへばよしと思ふとも、かならずあめのみことといかりをうけて、根の國におもむかん。たゞしき心もちてまさにあしくとも、かならず天の神のめぐみあらん。

といふ一文あり、こは彼の運歩色葉集に見えたる三社託宣中の一なる天照大御神の託宣の、原漢文なりしを布演的に和譯して、頗るその拙劣を露はせるものなり。運歩色葉集に曰く、

謀計雖眼前利潤

必當神明罰

正直雖非一旦依怙

終蒙日月憐

と若しこの兩者を比較せば、如何に後者の、文としてはひきしまりのあること、前者に勝るものあるかを想見するに難からざるべし。無住法師の砂石集亦聖德太子に托して左の如く之れを擧げたり。

謀計雖爲眼前利潤

終當佛神之罰

正直雖非一旦之依怙

必蒙日月之哀

(六の下、二四)

是れ又倭論語の冗漫なる和文に比するにその勝る萬々なりと謂ふ可し。

倭論語は尙語を續けて曰く、

もろくのいくひとら、あめにさかふ時は道なく、つちにさかへばそのさいはひなし、そのもとにはなれ根の國にいりおちんぞ、かさねて心をあめつちにひとしくして、おもひを風雲にのせて、道にしたがふの本とし、神をまもるのかなめとせよ、よろづのくだく敷事をはらひすて、ひとつ心のさだまれるのりをたづねて、天のかみのみことになひて、神の心になへ。

こは明かに左に引用せる神道五部書の漢文を拙劣に和譯したるものと謂ふ可し。

夫逆天則無道、逆地則無德、而外走本居、沒落根國故齊情天地、乘想風雲者、爲從道之本、爲守神

之要將除萬言之雜話、而舉一心之定準、卽配天命而管神氣、理實灼然

(御鎮座本紀、國史大系、七四六〇)

五部書の漢文亦必ずしも名文と謂ふに非ざるも、それを和譯せる倭論語は一層拙譯なることは、以上漢和兩文を對照比較する者の、何人も首肯する所なる可し。

倭論語の作者は、自己の知れる書物中より抜き來れる各種の語句に、更に蛇足を加へて、文章拙劣、意味晦澁ならしめたるもの少からず。例せば三上大明神の託宣の如きは、その適例にして、こは明かに俗談正誤中に出づるものに、拙劣なる自己の蛇足を加へしものたるを知るに足る、俗談正誤に曰く、

三上大明神々託

常に天下のもろ人に、正しく直き心をしらしめんと思ふ者は、神明これをよるこびて、さいはいは子孫にあまるべし。

倭論語の三上大明神々託に曰く、

つねにあめが下のもろひとに、正しく直き心をしらしめんとおもふものは、神明はおよろこびて、その名をあめがしたにあらはします、さいわひは子孫にあまる、たとへばまがれるもの、一旦人のよかる事ありとも、神明これをうばいてつぎなかるべし(一、二三)

倭論語の文章には假名遣の誤謬さへ發見するに難からず、是れ明かに倭論語中に出でたる三上大明神

の託宣は、俗談正誤中に出でたるもの、改悪と評せらるゝも、毫も辨護の餘地無きに苦まんとす、尙此種文體の晦澁不明なるものとして左の一例を附加せん。

倭論語の龍田大明神々託、

なべての貴きいやしき人、あめを祈り地をまつりて、もろくの神を祈らんより、なんぢめが父母によくつかへよ、すなはち兩親は、内外の神明なればなり。内あきらかならで、外のみをねがふべからず、(二、一九)

俗談正誤に曰く、

なべての貴きいやしき人、あめを祈り地をまつりて、もろくの神を祈らんより、なんぢめが父母によくつかへよ、すなはち兩親は内外の神明なり。

以上倭論語の文と俗談正誤の文とを比較對照するときは、倭論語はその後尾に「内あきらかならで外のみをねがふべからず」てふ註解的蛇足を添へ、而して上に「兩親は内外の神明なり」と云へる所の内外の意味と「内あきらかならで外のみを云々」と云へる内外の語の意味との、全く同一ならざるものあり前者にありては「父母」を「内外」の二神に當て、後者に在りては「内」を父母と見、「外」を神に當てたる如き、前後不揃の個所を生じ來れるを見る。斯くの如きは倭論語の作者が、なくもがなの嘆を惹起さしむる文字を附加して、却つて識者をして往々嘖嗟せしむるものあるは、倭論語の爲めに惜まざるを得ざる

なり。

龍田大明神の神託は存覺上人述報恩記（眞宗聖教大全、上、七一九）を通じての四十二章經を底本として、そを和語に改めたるもの、如し、而して四十二章經の原文は倭論語の如く斯かる意味晦澁の不文に非ず、請ふ左に之を比較せよ。

凡人事天地鬼神、不如孝二親、二親最神也

（調、七、八八。尙雜、五、一を比較せよ）

尙次の文を比較すべし。

玉前大明神々託

（一）もろ人よ、理にさかふ事なかれ〔理にさかへば天の神の心にたがふぞ〕、理といふは天也地也神也〔おもふべし〕（倭論語）

（二）もろ人よ、理にさかふ事なかれ、理といふは天也地也神なり（俗談正誤）

尙倭論語中に「疎石曰はく」として擧げたる文と、疎石の夢中問答の文とを比較せよ、如何に倭論語が疎石の夢中問答の文を、その意を取りて、その用例を任意に變換して、自由譯を試みし觀あるを知る可し。

倭論語に曰く

疎石曰く神佛に今の世の事を祈り求むるは、たとへば國主に、紙一枚を所望するが如し、何ぞ所領を不望哉なんぞ佛神に無上菩提をのぞまざるや。(釋氏部、中、一一)

夢中間答に曰く

人身を得て、あひ難き佛法にあうて、無上道をば求めずして、あたら經咒を誦持して、世福を求むる人は、殊に愚なるにあらずや、……世間をみれば、佛神に參り、經たらにを讀で、身を祈る人も、よも無上道のためにはあらず、たゞ世間の福壽をもち災厄をまぬかかんためにこそと覺たり、……たとへば人の長者の家に到りて、わづかなる輕物を求むるが如し、それほどの所望ならば長者ならぬ人にも乞ひぬべし、され共世間の長者は慳貪の心あるが故に、重寶などを求めんにはたやすく與ふ可からざるが故に、せめてもの所望に輕物をこふ共いひぬべし、佛菩薩は世間の長者にはかはりて、慈悲廣大にまします、……しかるを、佛神に參りて、たゞ世事をのみ祈る人は、長者の家にゆきて、わづかなる輕物をこふ人よりも、猶愚なりと申しぬ可し。

(禪宗聖典、七六九及七八〇)

又曰く

若人世間出世間の一切の欲心を直下に放下せば、十分の無盡藏忽ち開けて、無邊の妙用、無用の三昧等の種々の家財を運び出して、自を利し他を利することきはまりなかるべし、とても欲心を發すと

ならば、何ぞかやうの大欲をばおこさるや、若此大欲をおこす人は、小乗の極果をも願はず、菩薩の高位をもうらやまず、いはんや人中天上の福報をや(同上、七七四)

又倭論語の作者が禪宗の語録などに、その材料を採りて、而かも換骨脱胎又は補綴増加し、之を任意に某某氏の名前を冠して、掲載せるものと思はるゝものゝ、一例として左の二文を比較對照せん。

倭論語に曰く

性信曰く人有りて繪像木像を供養すれば、眞佛あらはれ、其感應をなす、人また慈悲施せば、福神是をよるこびて、寶珠をあたふ、なすことあるものは來ることあり、なすことなきものは來ることなし(八、二〇)

大燈國師曰く、

一切衆生鈍根下劣にして、微妙の法を悟らず、姑く伽藍を修造し、佛像を建立せしめ、其結縁に依て、眞實の伽藍へも到り、眞佛をも見奉らん事疑あるべからず、……伽藍を修造し、佛像を建立せば、其功力に依つて、必ず眞の伽藍に至りて、眞佛に逢ひ奉らん事、決定たるべし、眞佛とて外に向つて尋ねべからず(禪宗聖典、七四八)。

第五

以上説明せし如く、倭論語の作者は、俗談正誤夢中間答等の文字や、章句を或はそのまゝ、或は多少

作り變へ、或は又神道五部書の漢文を、和文に自由に譯して、その直譯を避けて、以て一見人をしてその原本を想見するに難からしむるが如き、形跡あるは掩ふ可からざる事實なり。然るに倭論語作者は倭論語を編纂するに當り、自己の此述作上の大方針を、その結論として、堯然法親王の口を藉りて云はしめて曰く、

第五、假名文字は倭國の寶、眞名文字をしなおいし書事といへど、少品すくじかはりたるを秘藏とするに、此頃の假名書は異な物にして、國の寶を失事倭論語、十、三五

第六

本書に一貫せる精神は、日本思想を中心として、儒佛の二教を之に従屬せしめ、以てその潤色とせしに在り、是れ實に又卜部家神道の根本精神にして、鎌倉時代以降、頓に自覺せられたる日本我の活現なり。而して神道家の方面に於ては足利時代の卜部氏に至りて、最も好くこの精神の發露を見るものなり。倭論語がこの思想の系統に屬せるものたるは、前既に一言せり。然れども之を先きにしては、彼の鎌倉時代の奥書ある神道五部書及び同時代の僧無住法師（梶原景時の孫）の砂石集ありて、又能く此思想の先驅を成せり。特にその第一卷に、弘安二年（西紀一二七九）の著者の自序ある砂石集に（その跋に由れ弘安二年以後次第に書き加へて現今の十卷本を成せるものとす）砂石集に至りては、著者は佛門の出なるに關らず、佛本神迹の本地垂迹總を説かずして、日本我を中心骨髄とせる、神本佛跡の本地垂迹説を主

張し、遙に後來卜部家の神道説を惹起せしむるの素を成せるものあり。而してこの思想は又倭論語の全篇に亘りて散見せるを見る。果して然らば倭論語が彼の聖德太子や藤原鎌足の語を矯め、又倭姫命の語を擧げたるも、こはその實是等の人々の口に發せるものに非ずして、神道五部書や卜部家の名法要集を通じたる聖德太子鎌足の語にして、所詮は鎌倉時代以後に露はれたるものなるを知るに足る。勿論倭論語中にはその某々氏曰くとして引用せる文章の、眞にその人の口より出で、又は筆に成りしものを倭論語全卷の文體の統一を保つ爲め、多少加筆して、出せるものなきに非ず、例の彼の兼好法師曰くとする段の如きは、兼好法師の著徒然草中に見ゆる所の加筆たるものなり。則ち

人の終焉のありさまのいみじかりし事などを人のかたるを聞くに、たゞしづかにしてみだれずといは、心にくかるべきを、おろかなる人はあやしくことなる相をかたりつけ、いひしことばもふるまひもをのれがこのむかたにほめなすこそ、其人の目ごろの本意にもあらずやと、おぼゆれ、此大事は權化の人もさだむべからず、博學の士もむかうべからず、をのれたがふ所なくば、人の見聞にはよるべからず(徒然草、百四十三段)

倭論語に於ては[の]を脱し[を]を附加せるのみ、而して是れ等は寫傳の際の書損とも見るを得可く、此部分は原本と倭論語の文と最もよく契合せる例にして、斯くの如く倭論語とその底本と符節を合はず如くなるは、極めて少く、多くは倭論語作者の原底本に加筆せし場合多しとす。然れどもその多くは某々氏

の實際口にし又は筆にせしものにあらず、唯僅にその氏名に假托して、倭論語の著者の新に作成せしもの多きに居るは疑ふ可からざる事實なりとす。倭論語中には彼の倭姫命が佛法を排斥せらるゝの語あるも、倭姫命の當時、未だ佛法の渡來あらず、既に渡來なき佛法を、倭姫命の排斥せらるゝは、事實あり得可からざる事に屬す。こは倭論語の作者の、神道五部書を通じて見たる倭姫命を捉へ來りて、その口より排佛毀釋を絶叫せしめたるものに過ぎざるを見る。又彼の倭論語の卷頭に出でたる天照大御神、八幡大菩薩、春日大明神の託宣の文の如きは、足利時代の末葉に出でたる運歩色葉集（天文十六年、一五四七及一五四八）に初めて見えたる天照大神、春日大明神、八幡大菩薩の三社託宣の漢文を我國字をかりて、假名交りに書き延べ、更にその前後に他書若くは自己の思想を以て、補綴して、徒にその文を冗長ならしめたるものに外ならず。

運歩色葉集に出でたる三社託宣の全文に曰く、

- 一、謀計雖眼前利潤、必當神明罰、正直雖非一旦依怙、終蒙日月憐（天照大御神）
- 二、雖食鐵丸、不受心汚人之物、雖座銅焠不到心穢人之處（八幡大菩薩）
- 三、雖曳千日注連、不到邪見之家、雖重服深厚可趣慈悲之室（春日大明神）

斯くの如く考察し來るときは、倭論語は是等日本我中心の思想發達せる鎌倉足利時代以後の著作たるや動かすべからざる事實にして、而してその文體より推考せば、徳川時代の俗書たる軍書類に比すべき

を以て、倭論語の撰者は先づ徳川時代に在りと判断せざる可らざるなり。

第七

倭論語中に列擧せる該書の撰者中、清原宗賢は倭論語に由れば永正三年（二五〇六）四月十三日に、正三位行宮内卿の職に在りしものゝ如く記すと雖も、當時朝廷の官員録とも云ふべき、公卿補任に由れば清原宗賢は永正三年に先ち、長享二年（一四八八）十二月二十日に出家せしものなり。故に卿は倭論語に云へる如く、永正三年に正三位行宮内卿の現官たらざりしや論なし。是れ倭論語の作者は公卿補任てふ重大なるオソソリチーを有する朝廷の官員録を見し事なき人にして、その知識の缺乏は端なくこの破綻に暴露するに至りしものなり。之れより判するに、蓋し當時の官員録たる公卿補任の如きは、澤田源内の如き民間學人の目に觸るゝこと能はざりしものたりしならんか。尙又下部兼俱（永正八年「一五二」薨す、歳七十七）は文明十二年（一四八〇）に従二位に叙せられし以來、その薨去の年迄三十一年間、其位に在りしに關はらず、倭論語には、尙之を従三位に止まりし如く記し、而してその官は神祇權大副に終はりしに關はらず、神祇大副となし兼俱の父兼名も神祇權大副なりしを、同じく神祇大副となせり（倭論語卷四、公卿部下、四六）。是れ大なる誤なり。然るに十七名の撰者中には兼俱の子にして、清原家を繼ぎて、近江に赴きし清原宣賢あり、何故に宣賢はその父祖の官位が、本書中に誤れるものあるを、其儘看過して、此誤を訂正せんとせざりしか、若し宣賢にして、眞に倭論語の撰者の一人にして、而して

兼名、兼俱の金句芳言の、倭論語中に既に業に入れるものあるを目撃せしならんには、宣賢は當然父祖の官位に關する此誤を訂正し置可きなり。而も秋毫も此事なし。是れト部兼方、同兼俱及び宣賢等も唯その名のみ本書に列せられたるものにして、本書の名言金句の眞の作者及び眞の撰者は、是等の事實に精通せざる他の人なりしとを疑はしむるものなり。此疑問は少くとも本書の一々の撰者として列擧せられたる人々に、不信用を持ち來さるゝ原因ならんば非ざるなり。

因に澤田源内は系圖學者にして、諸家大系圖なるものを製作したり。故に倭論語の各撰者に關してもその系圖に關する方面は、彼れに多少の知識ありしを以て、誤謬も比較的少きものゝ如く、そは他の方面の記載に比して比較的に正しく、殆んどばろを出さずして止みしも、氏の公卿補任の知識無き、倭論語の各撰者に關する記事を以て、公卿補任と對校し來るときは、倭論語の撰者に關する記事の、如何にも不正確にして、誤謬多く、各撰者自身に在りては、かゝる誤謬の記載を敢てすることなきは、萬々なれば、各著者の經歷をよく知らざる民間の一系圖學者が、各學者に假托せしもの即ち是れ本書には非ざるかとの疑問は、倭論語に對し油然として起り來らざるべからざるなり。而して批評的研究の白羽の矢は、近江の民間系圖學者たる澤田源内にとまりしものとす。而して澤田源内の著諸家大系圖は、南北朝の頃、北朝の臣たりし洞院公賢の著尊卑分脈に、蛇足を附加せし一大俗書なりしものなり、而して世間澤田源内の諸家大系圖を知る人多きも、洞院公賢の尊卑分脈を記憶する人少きは、甚だ遺憾なりと謂は

ざる可からざるなり。

第八

清原系圖に徴して倭論語の第一卷の卷頭に收めたる撰者と、その姓名上に冠せる年月日とを精査するに、倭論語の年月日には、在官者の如く記しゝものにして、既にその以前に出家せしものあり、或は甚だしきに至りては、既に早く死亡して、世に在らざるものあり。斯る人々が撰者に署名し、且花押を加へしは、如何にも咄々快事と謂はざる可からず。例へば彼の撰者の第一に位せる清原良業は、倭論語の撰者として倭論語に署名せし年月日は、

承久元年(西紀一二一九)正月十八日。

なり。然るに清原家系圖に據れば、之れより九年以前に當る

承久四年(一二二〇)十月五日

に死せし人なり。九年前に死せし人、如何でか九年後に、倭論語の撰者たるを得んや。尙附記すべき事あり。倭論語の作者は、清原の良業を以て穀倉院別當とせしも、良業は此官に任ぜられたるなし。清原家が穀倉院の別當となりしは、良業の孫良季に始まるなり。倭論語の作者は此事實を知らざるものなり。

次に清原の良枝は、倭論語に由れば

元徳二年(西紀一三三〇)九月十九日

穀倉院別當の官に在るが如く記せられしも、清原良枝は之れより先き、

元享三年(西紀一三二三)

に出家せしものなり、宗尚良兼良賢に就きても、亦同様の事實あれども、繁を厭ひて略す。清原宗季も倭論語に在りては

應永二年(西紀一三九五)三月十五日

に撰者として在判せしも、清原系家系圖に由れば、

永徳三年(西紀一三八三)廿(一本十に作る)六日

に卒去せし人なり。清原宗賢に就きても亦然り、彼は倭論語に據れば、

永正三年(西紀一五〇六)四月十三日

を以て撰者として署名せしも、清原家系圖に據れば、

文龜三年(一五〇三)に既に故人となれる人なり。

以上列擧せし如く、清原家より出で、代々倭論語の撰者となりし人々は、そが倭論語を實際撰出せしものとせば、その人々の幽霊にても非ざれば、なし能はざる結果となれり。此事實はこの書に掲げられたる撰者の眞の撰者なるか否やを疑はしめずんば非ず。恐く倭論語の作者は、是等の事實を知らずして

漫然清原家相傳のものと本書をせし爲めに、覺えずこの破綻を見るに至りしならん。果して然らば倭論語の作者は何が故に斯かる破綻に陥りて迄も、清原家を以て倭論語の相傳の家柄とせしか、是れ此に當然起る可き疑問なり余を以て之を見るには左の諸項として、回答し得可き乎。

(一) 清原家は代々經學の家柄にして、天皇の侍講迄勤めしもの、特に清原頼業(良業の父)なる者は禮記中より大學中庸を拔出して、單行すべきことを主張し、遙かに朱子の卓見と暗合せり。かゝる經學家なるが故に、論語に擬せし和論語を清原家に托せしは、偶然に非ざるなり。

(二) 倭論語はその思想上より云へば、卜部家の神道説を中心骨子とせしものなり、而して卜部兼俱の子宣賢は出で、清原家を繼げり、倭論語の列擧せる撰者の一人宣賢則ち是れなり。かゝる關係上より自然清原家代々の人々こそ、倭論語の撰者の筆頭とすべけれど考察されたるには非ざる乎。蓋し倭論語と同一人の手に成りしと察せらるゝ諸家大系圖には、卜部兼右及び卜部家神道の繼承者たる僧梵舜の奥書あり(梵舜は卜部兼俱の子にして僧となれる九江なるもの、創めし京都吉田山下の神宮寺神龍院の後任なり)彼此相参照し來れば、倭論語が卜部家と特別縁故あり、且つ古來經學家なりし清原家を以て、倭論語撰者の筆頭となし、は敢て怪むに足らざる可きか。

第九

倭論語を以て、近江の住人澤田喜太郎源内の作に出づるものならんとの目星を附けし學者、既に徳川

時代に存せり。彼の伊勢貞丈は安齋隨筆(十八卷、二十八卷、五卷)等に於て、又高田與清は松屋棟梁集(三社託宣の部)に於て、安齋隨筆を引きて之を道破せり。彼の應仁後記(著者不明)亦之を云へり。尙貞丈雜記、松屋筆記等參照すべし。

安齋隨筆に曰く

大系圖遮中抄并に續武家閑談等の略に曰はく近江國の土民田澤源内と云ふもの武士になり佐々木中務氏郷と名乗りて佐々木六角家の流なりと偽り稱して己が先祖なりと云ひて義實義秀義郷と云ふ三名を偽作して其の名を實にすべき爲に大系圖を作り佐々木系圖同じく其の親族の系圖へもかの偽作の三名を書き加へ武功等を書き加へ板行し、又、江源武鑑其の外數品の書を作りかの三名の跡を偽作して板行せり、後の人彼の書どもを見て其の偽りを知らずして著述したる書にかの偽作の三名の事跡を書き載せたる書ども甚多し板行したるあり皆惑はされたるなり。(安齋隨筆五一四五)

大系圖和論語江源武鑑。寛文中近江の土民すこし文字を知るものありて妄作せしなり(但し大系圖は古より有りし書王系圖尊卑分脈諸家の系圖を合せて作り添へたるもの井澤の説) 淺井日記勢陽軍記右同作なり。(同上、一八、六一六)

江源武鑑。偽書なり近江坂本雄琴村の民澤田喜太郎と云ふ者青蓮院法親王に奉仕して禿童となり學文し後に銀の茶碗を盗み賣る事顯れ追出され田里に歸りおのれ佐々木の嫡流なりと偽り佐々木の系圖に

加筆して己が先祖を拵へ且佐々木の日記と偽りて江源武鑑を作り刊行す又大系圖も彼が作にて偽多し又和論語足利治亂記淺井日記異本關原軍記異本勢州軍記等も彼が作にて虚説なり佐々木義實義秀義郷はかれが作りたる人名にて彼が先祖なりと云ふ其の名は有りて其の人の體はなきものなり彼の虚説を用ひたる書は國家治亂記異本難波戰記三河後風土記武家高名記和州諸將軍記淺井始末記同三代記乘國太平記日本將軍傳諸家興亡記武家盛衰記東海道驛路鈴等なり。(同上、二八、九一三)

松屋棟梁集中三社託宣の十に曰く
そが中倭論語はまさなきいつわりふみにて(寛文中近江人澤田喜太郎とて大系圖江源武鑑淺井日記勢陽軍記足利治亂記などの作者が偽作れるよし安齋隨筆老人物語の卷漫録の卷などにいへり)とりもちうべきものにあらず。

應仁後紀に至りて尙一層その事情を詳記す曰く

此頃洛陽客語曰、傳聞、佐木々高頼一男近江守近綱一名氏綱と云、永正十五年七月五日卒去。其弟彈正少弼定頼家督を繼、其子太膳大夫義賢入道承禎に至ると云。氏綱無子孫事、古記既に明白也。然處近世寛文比氏郷の名乗る者有、父は仁左衛門と云、江州堅田郷に小分なる土民也、氏郷をば幼少より叡山へ遣し、或寺の住僧に仕へしむ。其僧愛して召仕に、其童性さかしく、常に書を読み、又書を寫す事を好む。成長するに應じて記憶盛にして辯説人に勝れり、容貌威儀氣高くして起居舉動美也是

以て賤民の子とは不見、貴人の種類乎と疑ふ。雖然其子奸佞にして其巧大膽なる歟、四方を遊歴して謂く、吾父祖前江州大守源氏綱より出る紛れ無し、佐々木家正統也と偽り、自ら六角兵部と號して氏郷と名乗る、剩へ佐々木六角世系を偽記し、己が名を其の後に載せ、是を云立て諸侯へ仕ん事を求む、終に偽筆不可達が故、身を售事不成して、幾許年月を送り空ふす。然て後晩年に至て京都僧房に潜居し奴婢二三人を仕へて古家貴種人の世に落魄して沈淪せる眞似をしすまし私に中務大輔と號す。不識者欺れて憐を起し施有者も有、又識之者爪彈をして是を惡み或は是を嘲笑る。角て年月を送處洛僧に永月と云奸人、古畫墨跡を似せ偽り是を欺售り、集て身の産業と爲し、私に法橋と號し、狩野氏を名乗る者あり。京都尹官是を聞糺明を遂げ、永月を捕へ罪を唱て栗田口に桀にす。於是氏郷驚き大に懼れ、忽ち中務大輔の名を改罷、尙後難を憚て、心毎に不安、深く僧房の傍に隱居、如_レ臨_ニ深淵_一如_レ履_ニ薄氷_一危き命を保て、元祿の初、終に氏郷房中に病死す、行年七十餘辛苦すと云共、刑罪免れる事、豈大なる幸にあらずや。寔に賊丈夫なる者也。

氏郷所記刊本江源武鑑二十卷、大系圖三十卷、倭論語十卷。寫本は淺井日記二卷、關原軍記六卷、勢州軍記三卷等、氏郷所記也。大概彼書中己が先祖と稱る者の事迹を作て實られく書載置、是を證據として己が僞を蔽隱さん爲也、不亦大奸乎、舊記と稱して僞作する事、世の爲、人の爲、其害甚し。誰か是を惡まざらんと云、予答云、子が談する處、予が素聞に適す(中略)於時寶永己丑_〇六年西曆一七〇九年春三月

記之。

應仁後記の著者が佐々木氏郷と稱し居れる者は即ち是れ安齋隨筆等に云へる澤田源内なること明かにして、澤田源内は自ら系圖等を調製して、近江の佐々木の末孫と號し、佐々木をその姓と冒して、佐々木氏郷と自ら稱せしや明かなり。

第十

倭論語中に現はるゝ神社を一覽するに、澤田源内の生國近江の國の神社は、之を日本全國中、他の神社に比して、その數比較的多く、その神社の數を、百八社とせしは、佛家の百八煩惱の思想と、比叡山に祀れる百八社より案出せしものゝ如し。且つ近江の國の神社とし云へば、頗る低級の神社も、書中に之を出し、且つ澤田源内の祖先と呼はるゝ佐々木家の人々、及びその關係神社の、倭論語中に現はれ來るものゝ多き、亦注意す可き事項に屬せずとせざるなり。しかのみならず、佐々木氏の武門の名將にして、澤田源内はその子孫なりと誇稱せんとするの努力は、八重十重に牽強附會して迄も、織田信長、豊臣秀吉、同秀次、徳川家康、皆近江の國に深き關係あらしめんとせし努力の跡、倭論語中歴々指點し得可きなり（倭論語、武家部下、三九—四二）。

因みに一〇八の數に殿堂を建立することは、印度にもその風存せしものゝ如く、そは左の記事に徴して明かなり、それとこの比叡山の一〇八社と何等の直接史的關係にてもありや、江湖博雅の土の高教

を仰ぐ。

“Once a wild elephant was found to damage the sacred Bodhi-druma (tree of wisdom), when Nā-garjuna caused to stone pillars to be erected for its support. This expedient answered well for several years, when, on the repetition of a similar injury, Nāgarjuna surrounded the great temple Mahāgandhola or the mansion of fragrance with a stone railing which furnished with Vajragav-āksha or the precious niches, and outside of which he erected 108 smaller *elephants*” (Baboo Sarwat chandra Das, contributions on the Religious, History &c., of Tibet. Journal of the Asiatic Society of Bengal, No. II.—1882, pp. 118, 119.)

第十一

澤田源内の作たる諸家大系圖、江源武鑑(應仁後記に據る)の書物に見ゆる文章と倭論語の文章との類似及び以上二者中に現はるゝ記事及び誤謬の個所迄、時に倭論語中の誤謬と一致するに至りては、倭論語が益々澤田源内の筆に成りしものならんとの臆測を信ぜざらんとするも得ざるに至るものなり。例之、彼の佐々木氏郷なるものは、公源武鑑諸家大系圖和論語の三書中に、等しく出で、而して佐々木氏綱(永正十五年(西紀一五一八卒))の子義實その子義秀その子義郷と次第して、義郷の子氏郷に至らしむ、而しも信すべき正確なる史料に由るに、佐々木氏綱には實子無く、その弟定頼佐々木を承繼せるものなり(應仁後記

林羅山著足利將軍家譜及び後鑑に引用せる史料を看よ、斯くの如く佐々木氏綱は元來實子無し、然ればその子孫として氏郷なる者存す可き理なし。而も和論語、江源武鑑、諸家大系圖等には、佐々木氏郷なる者氏綱の子孫として立派に存在しつゝ、あるは實に咄々怪事なり。是れ蓋し以上三書とも澤田源内の作にして、而して佐々木氏郷なる者は、その實澤田源内の構想に成りし無何有郷の人物なるが如し。否應仁後記に由れば、澤田源内は巧に佐々木氏の系圖を偽造して、自ら佐々木氏郷に成りすましたる跡歴々徴す可きものあり。斯かる誤謬まで江源武鑑、和論語、諸家大系圖等皆一致せり。而して公源武鑑は黒川道祐氏が、その著遠碧軒記に於て、山田道悅なる者の作なりと云ひし一除外例あるのみにして、その他の諸大家、等しく之を以て澤田源内の作とせるを以て見れば、そは斯く考定するの穩當なる可きを思ひ、而してその内容上、江源武鑑と同様の性質を具へたる和論語が、澤田源内の作たるべきは、先づ以て之を疑ふの餘地なかる可きなり。應仁後記は、寛文年間に倭論語の成立せしことを、吾人に告知するものなり。而して又倭論語の結末に在る出版年月は倭論語の寛文九年の出版たる事を證するものなり、然るに更に倭論語の内容は又實に該書の寛文年間に成立せしものならんとの臆説を確立せしむるに足るものあるなり。そは彼の寛文十年に成りし本朝通鑑が、東鑑に無きの故を以て、初めて北條時頼の身を僧侶にやつして、諸國を行脚して、民の疾苦を歴訪したるの事實を疑へり。斯くしてこは明治年間一部の史家に由りて、兒高高德の史上より抹殺され辨慶の否認せられたるの當時、操觚の者、よるとさはると

こを以て問題とし、賛否の聲喧かりしものあるが如く、時頼行脚の事實の懷疑に附されたるは、又寛文年間に於ける一出來事たるを失はず。此に於て倭論語の作者も、勢ひ此問題に容喙せざるを得ず、故に彼はその寛文年間の主題目 (Current topic) たりし該問題を解するに、積極論派を代表し、以て時頼行脚の事實を肯定して曰く、

或人曰、此事東鑑其外書籍共無之事也、可爲妄說之由、然共其頃元大名畠山土岐佐々貴家日記に具
有之故非妄說云々(倭論語、六、五)

と。又柳原月子なる者の口を籍りて論じて曰く、

月子曰、最明寺時頼諸國を巡りて民の苦み、世の隠れたる善事を取らんとて執行せられしは偽なり
と語る人あり、今の世の人の果敢なき心より起る疑なり、東國の目次に記さぬと云ふ事を知らぬも
口惜しき業なり、なま心なる學者の己が拙き心より昔を量り云ふこそ悲しけれ(倭論語、七、三四)

是れ明かに倭論語の作者の當時の主題目 (Current topic) に容喙せしを證するものにして、寛文十年に
成りし本朝通鑑に由りて代表せられたる時頼行脚懷疑説の向を張りしものと見るを得べく、従ひて倭論
語は、寛文年間に成りしてふ應仁後記の記事を、内部より彼此相對照して、その正確を證しつゝあるも
のと謂ふ可きなり。

第十二

貝原益軒がその神道訓に於て、徳川時代には神道に關する假托の書が數多く世に現はれ、流行風を爲せるを慨せしが如く、彼の傳教に托せる僞書神道深秘、蘇我馬子に托せる舊事大成經の僞作の如き、皆徳川時代の僞書と稱せらるゝもの、倭論語も亦その當時に於ける這種著書の一に非ざるなりきを得んやこれ又一個の注意すべき事項なり（倭論語は寛文九年「一六六九」には既にその出版を見たるものなり、とは同書の卷末に在り）。

以上の事實を併せ考へ、以て余は倭論語の作者を、徳川時代に出で、而して諸種假托の書を作れる澤田源内なるものが、後鳥羽院の承久以後、各種著名なる選者の名に托して僞作せし所の書なりしと斷言するに憚らざるなり。蓋し澤田源内なるものは、彼の寛永二十年に越後の浪人某なる者北越△△なる一書と系圖とを僞造し、その祖先の上杉謙信の師として、且つ無双の一勇將、誠忠の英雄烈士なりと自稱し、以て聞達を諸侯に求め、その狂言首尾能く成功して、其の侯に採り用ゐられしと同様の喜劇をしくまんが爲め、倭論語、江源武鑑、諸家大系圖を僞造せしものゝき如なり。而も應仁後記の著書に由れば澤田源内のこの狂言は遂に成功せざりしものたるを知る。

第十三

以上は是れ倭論語作者如何に關する歴史的批評的研究の結果なり。然れども前既に述べし如く、之が

爲めに倭論語の中に包含せる思想の教訓的内容上の價值に至りては、毫末も増減ある事なし。こはその作者の如何によりて寸毫も軒輊せらるゝことなきものとす。そは尙彼の論孟等の書が、萬々一孔子孟子と全然縁故なき書物となることあるにもせよ、論孟中に存する教訓的價值そのものに至りては、一毫の損す可きものなく、一絲の益す可きものなきと同一なり。こは恰も彼の大乗の佛說非佛說に關する歴史的見解と、その眞理内容の價值論とは、截然として峻別す可きものなると同一なりとす。矩や一度觀察點を一轉し、着眼點を變へんか、倭論語の如き假托の書と雖も、その時代精神の流露を見る上に於ては頗る有益なるものありて存するに於てをや、此意味に於て倭論語は依然歴史的價值を有す、學者宜しく三たび思を此に致し、以て彼の徒に角を矯めて牛を殺すの嚚に倣ふ置くんば幸甚。(未完)



夜々抱佛眠。

朝々還共起。

起坐鎮相隨。

語默同居止。

纖毫不相離。

如身影相似。

欲知佛去處。

祇這語聲是。

(禪林類聚傳大士偈)